

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体には今、少子・高齢化の進展に伴う社会保障施策の充実、今後の人口減少を見据えた地域活性化、自治体D X、脱炭素化、防災・減災、地域公共交通の維持確保など、多様化・増大する行政需要への対応が求められている。さらに、物価高騰や人件費上昇への対応、地域医療体制の維持、公共サービスを支える人材の確保など、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

そこで、2027 年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、地方自治体が住民生活を支える役割を安定的に果たせるよう、積極的な地方財政措置を講ずることを国に求めるものである。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 全世代型社会保障、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する行政需要を的確に把握し、住民生活を支える行政サービスに必要な一般財源を十分に確保し、充実させること。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、社会保障施策を安定的に実施できるよう、国庫補助の拡充及び一般財源の確保を図るとともに、それらを支える人材の確保・育成に必要な財源措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率引上げ等により、臨時財政対策債に依存しない自律的な地方財政の確立を進めること。また、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を図ること。
- 4 税制改正や減税政策の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、地方税及び地方交付税の減収が生じる場合には、地方財政に影響を及ぼさないよう確実な財源補填を行うこと。
- 5 物価・賃金上昇に対応した給与改善費等の財源措置を継続的に講ずるとともに、会計年度任用職員を含む公共サービスを支える人材の雇用安定と処遇改善に必要な財政措置を行うこと。
- 6 自治体情報システムの標準化・共通化及び自治体D Xの推進については、システム改修費、運用経費、セキュリティ対策に係る経費等を含め、国の責任において必要な財源を確保すること。
- 7 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団

体の実情に応じた対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和 8 年 6 月 25 日

(議決年月日) 令和 8 年 6 月 25 日

(議決結果) 可決 (全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣